2025 年度 標準推進委員会 活動方針

1　2025 年度の活動方針

令和６年１１月２２日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指す「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定された。

そこでは、「地方こそ成長の主役である。賃金・所得の増加を全国津々浦々に波及させ、定着させる。ICT 技術も活用しながら、新たな地域創生施策（「地方創生２．０」）を展開する。」こと、また、「地方の通信基盤の整備を推進し、デジタル新技術の徹底活用に取り組む」ことが謳われ、教育、医療・介護、スマート農業、防災、国・地方のデジタル化等、デジタル人材の育成も含め、あらゆる分野の DX の推進施策が盛り込まれたところである。

さらに令和６年１２月２４日に開催された新しい地方経済・生活環境創生本部で議論された「地方創生２．０の基本的な考え方」においては、人口規模が減少しても経済を成長させ、若者や女性に魅力的な地域を創生していくことが目標とされ、そのためにはデジタルをはじめとする最新の技術を徹底的に活用するとされています。

また、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」、「デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では公的基礎情報データベース整備などのデジタル共通基盤構築、地方公共団体情報システム統一・標準化などのデジタルガバメントの強化等が、総務省が公表した総務省重点施策 2025 では、「安心・安全で持続可能な地域社会と信頼できる情報通信環境を実現し、世界をリード」として、「通信・放送インフラの強靭化」のほか、AI や自動運転等の先端技術・データ等を用いた地域社会 DX の推進やデジタル人材確保プロジェクト等が掲げられました。

このように、当協会が推進する地域情報化に関連する施策は、政府の重要課題の一つとなってきており、こうした動向を踏まえ、当協会の**「標準推進委員会」においては、地域情報化を支える地域情報プラットフォームを中心とした標準化活動（技術標準、自治体業務、GIS、防災、教育）を継続するとともに、ダブルスタンダードを避ける観点から地域情報プラットフォーム標準仕様を一部改定したが、国の標準準拠システムとの連携については引き続き検討する。また、2026 年度以降の姿として公共・準公共分野における新たな連携等の標準化・拡充を検討する**。こうした活動を通じて、**デジタル社会の実現に向けた国等の施策の実現に寄与していく。**

2　地域情報プラットフォーム標準仕様の現状

当協会ではこれまで積極的に地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進活動を進めてきた。その結果、同標準仕様に準拠する製品数が、毎年増加し、2025 年 2 月末時点では 2,971 ユニット製品が登録されている。

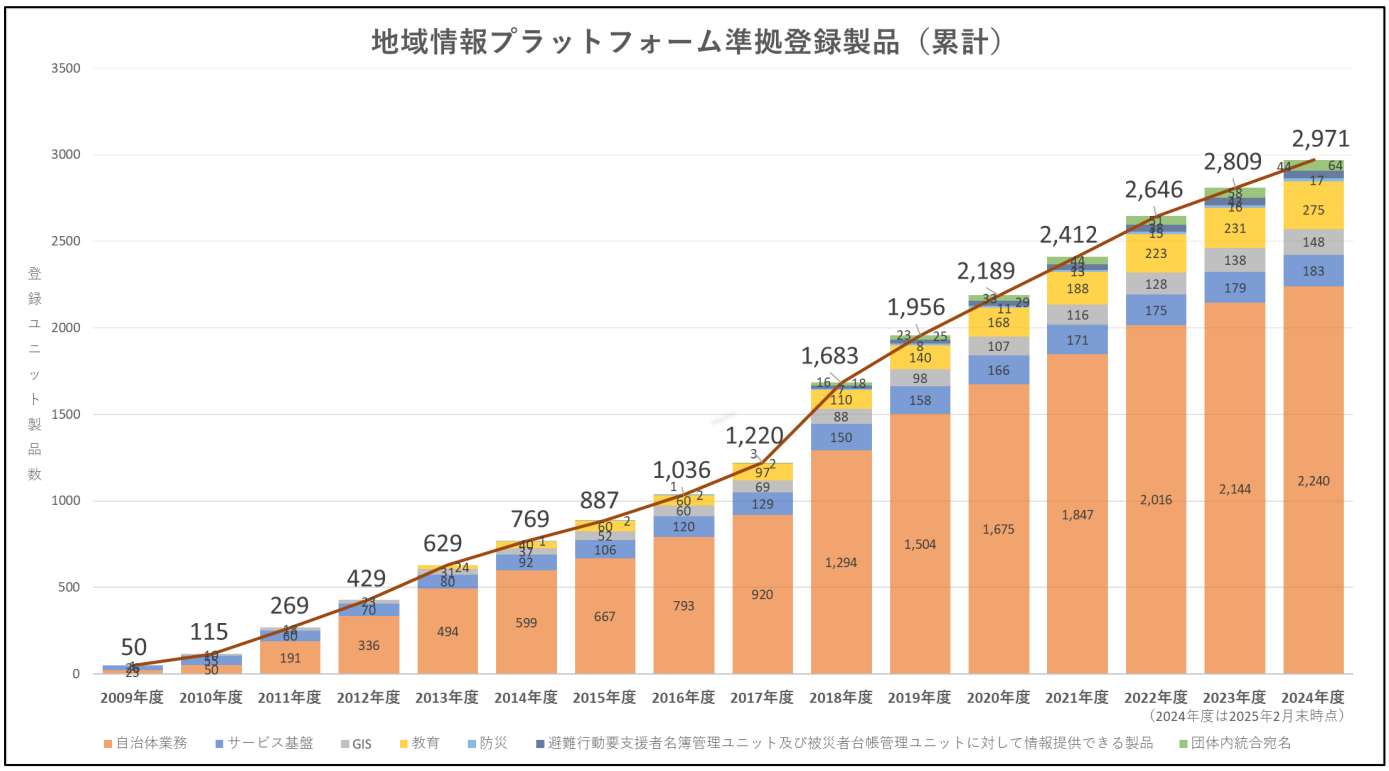

一方で、国は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等により「**地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化**」を進めており、2022 年 8 月には「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」や「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」なども策定・公表され、その後も標準仕様の改定がされている。その状況下において事業者は標準準拠システムを開発し、自治体は特定移行支援システムを除き**2025 年度までに国が定める標準準拠システムへの移行**が求められている。移行後に一部機能の経過措置も設けられているが、標準化対象業務システム間の連携については、原則「**データ要件・連携要件標準仕様」に従う**こととなっている。

標準化対象外の業務システムも存在するため、**地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充を含め検討する**。

3　2025 年度の取組み方針

上記の背景を踏まえ、国で標準化される業務（20 業務）やデータ要件・連携要件については、**ダブルスタンダードを避ける観点から、定義範囲を含めた地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しを行ったが、自治体業務を中心とする一部改定にとどまったため、継続して検討する。**

また、国が進める自治体システム等標準化の動向と合わせ、自治体システム等の標準化の普及活動を引き続き推進していく。作業方針を以下に示す。

(1)国の標準仕様の維持強化・適用の推進

自治体の基幹業務(20 業務)のデータ連携標準は国が定める標準仕様の「連携要件」となることから、APPLIC においてはデジタル庁等と意識を併せて、国の仕様の維持強化、適用の推進に協力する。

(2)地域情報プラットフォーム標準仕様の見直し

地域情報プラットフォーム標準仕様において、国が定める自治体の基幹業務(20 業務)については、**重複を省いたが、国の標準準拠システムとの連携を検討し、拡充させる。**

(3)公共・準公共分野における地域情報プラットファーム標準仕様の拡充検討

国の標準化・共通化以外の範囲において、デジタル社会実現に貢献するため、2026 年度以降の標準化後の姿を想定し、公共・準公共分野における新たな連携等の標準化や地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充を検討する。

4 具体的な取組み

(1) 国の標準化への協力

総務省において標準化の推進のため、「自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)、(税務システム等標準化検討会)」等が開催されている。

APPLIC においてはこれらの検討会に対応すべく、住民基本台帳標準化 TF、地方税標準化 TF、選挙人名簿標準化 TF を立ち上げて標準仕様案のレビューや Q&A 対応を行ってきた。同様に文部科学省が標準化を図っている就学事務についても TF を立ち上げて対応している。また、デジタル庁とも連携し、ガバメントクラウド上の実装に向けた情報収集や共通機能に対する意見交換等も行ってきた。これらの活動を継続して標準化を推進していく。

従来タスクフォース活動として展開していたこれらの活動を「自治体システム標準化支援 PT」として委員長直轄組織として独立させる。自治体システム標準化の取り組みは一部の特定移行支援システムを除き、移行期限が 2025 年度末となっており、2025 年度が移行対応のピークとなる。委員長直轄 PT として活動の柔軟性を高めることで、最終年度の多様な事態に迅速に対応できるようにする。

実際の活動については移行作業自体がピークとなり、現場対応主体となる状況から当該 PT 事務局からの依頼対応は最低限に抑え、各省や現場からのニーズに対応することに主眼を置く。

(2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の見直し

① アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様

国による住民記録システムをはじめとする業務システムの標準仕様作成や「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の公表により地方公共団体のデジタル化が推進している。これらの動きを受けて、標準化が必要と思われる技術要素について検討を進める。具体的には、デジタル庁が推進する「データ要件・連携要件」および「共通機能」の標準仕様書をもとに各業務アプリケーションユニットで採用されるデータ交換方式やデータ形式の標準化への見直しを行う。

② 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様

デジタル庁推進の自治体システム等標準化対象業務と重複しない6業務（※）の各種法制度改正について影響を調査し、WG協議のうえ必要に応じて強化見直しを行う。
(※)乳幼児医療・ひとり親医療・財務会計・庶務事務・人事給与・文書管理

③地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様

相互接続確認イベントにおける相互接続テスト仕様の強化に関して継続検討を進め、新たな相互接続テストモデル（L2 テスト）の一層の普及を図る。

④GIS 共通サービス標準仕様

地方公共団体、企業等からの要望や、令和 4 年 3 月に閣議決定された新たな「地理空間情報活用推進基本計画」などの昨今の地理空間情報に係る動向やオープンデータ及びベース・レジストリ・ロードマップ（案）等の動向を踏まえて WG 協議の上、必要に応じて強化するとともに、関係 WG 等と協調・連携し、GIS 共通サービスの利用促進や普及促進についての検討を行う。
また、2025 年度までに国が定める標準準拠システムへの移行（猶予期間が 5 年）が求められていることに伴い、技術仕様（アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様）の見直し並びに標準準拠システム対応にともなう GIS ユニットへの影響を調査し GIS 共通サービス標準仕様の強化・改版についての検討を進める。

⑤防災業務アプリケーションユニット標準仕様

内閣府、デジタル庁で検討されている「防災分野のデータプラットフォーム整備に向けた調査検討業務ワーキンググループ」の動向や、新総合防災情報システムの機能要件を確認しつつ、デジ田交付金 TYPES 事業において石川県構築中の「広域被災者データベース・システム」の全国展開の動向を踏まえ、現行の標準仕様や関連性の高い避難行動要支援者名簿管理ユニットおよび被災者台帳管理ユニットへの影響度も考慮して仕様強化の検討を行う。

⑥教育情報アプリケーションユニット標準仕様

GIGA スクール構想の進展に伴い、教育 DX 化の取組が多くの自治体で進められている。

また、教員の働き方改革の面でも業務負担軽減手段として校務 DX に期待が寄せられ、準公共分野の DX 化の動きも加速するなど、校務支援システムの充実・普及に積極的に取り組む必要性は大きい。

多様な校務支援システムが自治体に導入されている状況におけるデータ連携の標準化活動の継続の他、国のデジタル基盤検討が急速に進んでいる状況を鑑みたフルクラウド化の対応検討等により次世代校務システムの開発・普及に資する活動を行う。

(3)公共・準公共分野における地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充検討

2026 年度以降、特定移行支援システムを除き、自治体基幹業務システムはガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行が進むことから、これらを前提とした公共・準公共分野における新たな連携で標準化が図れないか、地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充検討を行う。

(4)基本説明書の見直し

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項を記載した基本説明書について、(2)の地域情報プラットフォーム標準仕様の改定内容に合わせて、適宜内容の強化・見直し等を行う。

(5)ガイドライン等の改定

標準仕様本体の改定に合わせて、調達者向けに必要な事項等を取りまとめ適宜強化・改定を行う。

(6)各ドキュメントの保守

上記の各ドキュメントに関する誤り等については早急に対応し、適宜リリースを行う。

(7)相互接続確認

相互接続テストモデル(L2 テスト)を中心に、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する相互接続確認イベントを継続して実施する。

また、標準準拠システム同士の連携や、標準準拠システムと外部システム間の相互接続性を確認するテストや準拠制度について引き続き検討する。

なお、2025 年度における実施回数・時期については、従前の通り会員企業向けの事前アンケートを行い、その結果を踏まえて決定する。

(8)その他

① 準拠登録製品・相互接続確認製品の登録・公開活動支援

APPLIC 事務局で実施している地域情報プラットフォーム標準仕様への準拠登録製品と準拠登録・相互接続確認製品の登録事務に対して、必要に応じて支援等を行う。

②地域情報プラットフォームの普及・啓発活動支援

APPLIC の Web サイト、広域セミナー、Future 等の媒体を経由して、地域情報プラットフォーム標準仕様の地方公共団体による導入事例や本委員会における検討状況等を提供することで同標準仕様の普及・啓発を図る APPLIC 事務局作業を支援する。

APPLIC 事務局にて受け付けている、同標準仕様に関する地方公共団体等からの問い合わせ（Q&A）や要望（CR）等に関して、必要に応じて WG での検討や回答の作成等の支援を行う。

③ ICT 利活用地域イノベーション委員会等支援

ICT 利活用地域イノベーション委員会における各標準仕様の策定作業に対し、必要に応じた支援等を行う。また、ICT 利活用地域イノベーション委員会の成果物（最終仕様案）については、標準推進委員会にて最終審議を実施する。標準推進委員会で承認された各標準仕様は、会員向けに公開する。

5 最終成果物とリリース

2025 年度の最終的な成果物としては、下記のとおりとする。

・「地域情報プラットフォーム標準仕様書（改定版）」

※「地域情報プラットフォーム基本説明書」等、普及促進等を目的とした補足的な資料は必要に応じて策定する。

改定された標準仕様案についての審議と同説明書の改定内容の報告は、2026 年 3 月の本委員会を予定するが、法制度改正対応や誤り対応等で緊急のリリースが必要となった場合には、適宜リリースを実施する。リリースの方法・手順等については、「地域情報プラットフォーム標準仕様運用規則」に従うものとする。

また、上記成果物については専門的見地からの助言を受けることが必要な場合には、副委員長の指示の下、最終仕様案をアドバイザ会議にかけるものとする。さらに、その結果を附し、委員会規程第 10 条に従い、最終仕様案として委員会の事前審査に供する。事前審査期間は原則 2 週間とする。

上記の手順を経て、標準推進委員会において最終仕様案としての成果物案審議を可能とするものである。

6 実施スケジュール

2025 年度の本委員会のスケジュール概要を下記に示す。

2025 年 4 月	委員長による WG の設置および WG 主査の決定
5 月	各 WG の 2025 年度活動計画策定(TF 設置含む)
10 月	第 1 回標準推進委員会
2026 年 3 月	第 2 回標準推進委員会

(*)本委員会の開催については、2025 年度も 2 回を予定するが、必要に応じてメーリングリスト形式等による開催を適宜行うものとする。

以 上